

第19回 国と地方のシステムワーキング・グループ 議事要旨

1. 開催日時：2019年10月11日（金） 17:00～19:10
 2. 場 所：中央合同庁舎4号館11階 共用第1特別会議室
 3. 出席委員等

主 査	柳川 範之	東京大学大学院経済学研究科教授
主 査	牧野 光朗	長野県飯田市長
委 員	大橋 弘	東京大学大学院経済学研究科教授
同	佐藤 主光	一橋大学経済学研究科・政策大学院教授
同	石川 良文	南山大学総合政策学部教授
-

（概要）

<関係府省庁ヒアリング（社会資本整備等）>

[公的ストックについて]

○委員

まず、資料1-1で文部科学省の説明をいただいたが、学校施設とかいわゆる建築物、そういうものについてはやはり技術的な支援が必要だと思う。そのため、技術職員、国土交通省の協力も得てそのあたりのノウハウをしっかりと引き継いでいただくことが大事になる。それと同時に、市町村についてももちろん同様であり、市町村で例えば学校教育課とか教育委員会が自分でいろいろとやろうと思っても、そこにはなかなか技術職員がいなくて、実際の現場では困るということがあろうかと思う。

このため、市町村に対しても、土木・建築分野とかの技術職員の協力をあおぐというような流れが必要ではないかと思う。ほかのところでは高い策定率のものがあると思うが、それはやはり技術職員がいるからである。そのため、特に技術職員のいない分野、これは文部科学省に限らずだが、そういったところは技術職員の協力が国も市町村も必要だろうと思う。

文部科学省の御説明の中で、令和2年度には9割ぐらいの見込みがあるということだったので、それで少し安心しているが、今年度はどれぐらいの見込みなのか、もしわかれば教えていただきたい。

厚生労働省の御説明の中では、やはり福祉、医療分野の策定率が低いということだったと思う。これもまた先ほどと全く同じことで、技術職員の協力が必要だということと、それから、ガイドラインは福祉施設とかでは作られていないということなのか。そのようなガイドラインがないと、現場の市町村の方々も、それこそ技術職員がいなくてどうやって作っていいかわからないというのがまず最初にあると思う。そのため、しっかり手引きは

用意されるのがいいかと思う。

国土交通省などはガイドラインを個別施設に非常に細かく作られているおり、しかも、市町村の技術職員も慣れているので、建築計画、土木計画の基礎の上で当たり前のようにチェックもできるし、計算もできるということがあると思う。文部科学省とか厚生労働省については、そういったところが非常に重要になると思う。

農林水産省の漁業集落環境施設については、いろいろと要因を分析されているので、ここはそれを着実に捉えていけばいいかと思うが、少し気になるのは、先ほどの文部科学省の学校だとか、厚生労働省の福祉施設、医療施設、それから漁業集落環境施設というのは、市町村からするとかなり住民の意思が気になるところだと思う。つまり、住民生活にとって、病院の統合とか学校施設の統合、それから集落は住民の住まいであり、そこがどうなってしまうのかということが気になって、そうすると市町村も早く動けず、いろいろと慎重になってしまうということもあると思う。そのため、その策定率が低いのはある意味理解ができるのだが、先ほどの技術職員のことだとか、加えて、そういったほかの要因をいろいろと分析されるといいのではないかと思う。

国土交通省の取り組みについては、これは明らかにほかの省庁よりも進んでいる。その流れでいくと、次の段階にもう進んでいると思う。策定はもうできて当たり前なのだけでも、それをさらにコスト削減に向けて予防保全の考え方でどうなるかということを進められていたり、それから、いろいろな個別施設計画から上がってくる課題を捉えて、次の手として何を打つかという段階にあると思う。要するに、先に国土交通省が進めているので、ほかの省庁も、ある意味、それに倣ってという言い方は変であるが、少し横目で見ながら、次に策定が進んだら、これをいかにして費用削減につなげるかとか、そのようなことを進めていくといいと思う。

加えて、国土交通省は次の段階で、いろいろと予防保全があるのだが、緊急に措置しなければならない施設があり、これは本当に人の安全などの面でも大事なもので、やらなければならないと思う。しかし、例えば従来技術でやると時間がかかってしまうとか、特に道路とかトンネルというので、そのことで止めてしまうと、その分、経済的損失もある。例えば工期が短くなるような新技術だとか、そういうことで経済に対する影響を小さくするとか、そういう新技術もどんどん取り入れたり、新しい民間提案も取り入れたりして、効率的な技術でどんどん進めていただけるといいと思う。

環境省はいろいろと要因もつかんでいるが、策定率の見込みの説明がなかったもので、今年度、来年度に策定率が50%ぐらいからどれぐらいに上がりそうなのか教えていただきたい。

○委員

まず、文部科学省においては、策定率が若干低く見えるというところがあるかと思う。特に学校あるいは社会的施設もそうかもしれないが、これは集約・統合とか機能の見直し、

小中学生は地元で、あるいは高学年になれば集約するとか、地域によっていろいろな考え方を取り入れるいいチャンスだと思う。パーセンテージを上げることも重要だが、そういうところもしっかり見ていていただきたい。加えて、学校施設についての見通しは示されているが、ほかの施設について、これはどういうプライオリティーをつけてやっていくのかということも考えていかないと、全てすべからく同等に上がっていくほどのリソースが自治体にあるのかということもあると思うので、そのあたりの見通しもきちんと考えていただければと思う。

厚生労働省について、策定率が低い自治体に対してどうするのかというところは大きな課題だと思うが、現状、特に福祉施設、医療施設について参考事例を広めるとか、そのようなところでどれだけ上がると見込まれているのかということの目算を教えていただいて、今後どうするのかということをぜひ検討していただければと思う。

漁業については、プライオリティーづけの問題なのだというふうに判断いただいたわけだが、ぜひ、少なくとも50%達成ということで、まずは頑張ってもらいたいと思う。

国土交通省について、予防保全の考え方は重要だと思う。少しよくわからなかったのは、3ページ目のC、D、Eのところは予防保全に該当するところで、そこをしっかりとやっていくのだということだと思うのだが、それが5ページ目、かなりの施設に上っている。これは必ずしもC、D、Eに相当しているのかどうかというのは、外形要件だけで切っているので、本当にC、D、Eなのかというのはあると思うが、早期に措置をすべき施設数というのはかなりの量なので、これはどうやって優先順位をつけて進めていくのかということを示さないと、自治体のほうも混乱するのではないかという感じがするが、いかがか。

環境省は、これも原因について言及されていて、人手不足と予算不足なのだと説明があったが、対応策が人手不足と予算不足を解消するということでは対応策になっていないような気がする。そうすると策定率はこのままどうなるのかというところが若干よくわからないので、今後どうやって策定率が上がっていくのかという見通しを教えていただきたい。

○委員

全体的なこととして言えることだと思うが、今の自治体において所有している公的施設を全てそのまま改築なりして維持し続けるというのは基本的には難しいというか、まず無理だろうと思っている。したがって、それぞれのインフラの施設計画は、単に長寿命化するというだけではなくて、廃止するものは廃止していくという考え方がどこかには出てこなければならないと思う。

しかし、そういった判断を自治体でするのにちゅうちょしている、あるいはなかなか議論が進まないという中で、策定計画が進んでいないということもあるのではないかと。全部が全部長寿命化できるのであれば、そんな判断を入れなくてもいいのだろうが、実はそうではなくて、全部が全部維持、長寿命化はできなくて、廃止しなければいけない施設もあるのだが、それを今公にしてしまうといろいろと住民に対してどうなのだと議論になるこ

とにちゅうちょしてしまう。そういったことが背景にありはしないかと感じるころである。

文部科学省のこういった施設、文化施設とかスポーツ施設、社会教育施設、学校は統廃合の話等もあるのだが、とにかく地域住民の皆さん方のコンセンサスを得るのに一番苦勞するものが結構並んでいる感じがあるので、果たして令和2年度末までに9割以上、あるいはその他の施設は7割以上という目標が本当に達成できるのか、現場サイドで見ていて少し本当かという感じもする。そこについて、御所見があれば伺いたい。

厚生労働省の話も、実際、28、21というのがあと2年でどれぐらい進むのかということについて御所見があれば伺いたいという、私も同じ思いを持った。

農林水産省も同じである。25%の部分が100にかなり近づくという話があったが、それでは林道や農道の50は一体どこまでいくのか。本当に2年後に100になるのか。どちらかというところ、農道、林道のほうが自治体にとっては重い課題ではないかという捉え方もできるので、その見込みについての御所見があれば伺いたい。

国土交通省では、既に予防保全ということで、一步も二歩も進んだということについては私も同意見であるが、実際に6万9000橋の橋梁とか4400施設のトンネルが、どれだけの期間、どれだけの予算を入れれば予防保全になるか。かつてのアメリカのように、橋が落ちなければわからないのか、トンネルが崩れなければわからないのか、そういった状況になる前に、予防保全ができるのか。あるいはそれが難しいのであれば危機管理上の観点から、そういったところは、もちろん利便性の問題があるのは重々承知しているが、とりあえず通行止めにしてしまうのかどうか。そのあたりについての御所見があれば伺いたい。

環境省の一廃施設の話は、これも住民合意をどうやってとりつけるかという点で非常に建設に苦勞する施設であると捉えており、逆に住民合意がとりつけられたらすぐに施設を立ち上げていかなければならない、そういった面があるので、それに対して予算がきちんとつくかどうかということも必要になるところが、いつも課題になると思っている。

ただ、最近の一廃施設の技術水準は、15年とか20年前に比べれば格段に進歩しており、ランニングコストを見ても、相当コスト削減になるのは確実である。私どもの施設もそうだが、前の施設に比べて億単位で、それも5億円ぐらいのランニングコストの削減になってきているということもあるので、本来であればこういった廃棄物処理施設の方針はどんどん更新を進めていったほうが財政上も非常にプラスの方向に働くのではないかと思う。

ぜひ積極的に進めていただければと思うのだが、2年後に向けてどのぐらい策定率が上がっていくのか、その見通しを持っているのか、御所見をいただきたい。

○文部科学省

まず、御指摘の1点目の技術協力の件について、国土交通省に御協力をお願いして都道府県の方々にまず説明をするわけだが、当然、都道府県の方は市町村の方にも御説明していただくことになっているので市町村が特に重要だと思うが、そちらも含めて技術的な支

援を今お願いしており、教育委員会に対しても、そういうことを我々も周知している。

2点目の学校について9割となっているが、今年度の見込みはどうかという御指摘があった。今調査しているところだと、半分弱ぐらいになるのではないかという見込みである。

3点目の住民の意向が非常に難しいのではないかという御指摘について、まさに学校の統廃合というのは非常にナーバスで難しい問題であるので、そういうことも含めながら検討しているところもありなかなか策定が進んではいないのだが、この資料で示しているように、このように具体的なコストをどうやって出していくかという資料など、例えば社会教育とか文化施設だとほかの施設と複合化することもあるのではないかというようにいろいろな事例も示しながら、そういう意味では検討するのに非常に時間がかかっている。そのため少し大げさかもしれないが、最後は加速度的に上がっていくことを自治体も考えているという状況と認識をしている。

次いで、全部をやるのはなかなか厳しいのではないかという、社会教育とか文化施設が7割だけれども、その中のプライオリティーをどうするのだという御指摘もいただいた。これは、なかなか文部科学省のほうで一律社会教育施設でいいのではないかというわけにもいかず、そこは自治体の中で物によっては教育委員会が所管しているところと首長部局が所管しているところがあるので、我々のほうからも、いずれにしても施設を管理する営繕という部分だけではなくて連携していろいろなことを考えてくれと言っているのので、そういう自治体の中で御議論いただきながらプライオリティーもつけていくのだろうと思っている。

○厚生労働省

福祉施設の今後の見通しについては、現時点では把握できていないが、今後の取り組みとして、地方自治体ごとに施設計画の策定状況がどうなっているかということ公表して、地方自治体のほうでもこれを認識していただくとともに、参考事例を周知して、好事例などを参考にしてやっていただければと考えている。現在、既に複数の自治体から参考事例は入手しており、このような中で御指摘いただいた技術部門との協力の好事例なども含まれていれば、そういうことも他の自治体に横展開できるように周知をしていきたいと考えている。

それから、ガイドラインについて御指摘いただいたが、福祉施設についても幾つか分類があるが、その施設ごとの状況を踏まえて、今後、策定について検討してまいりたいと考えている。

自治体から個別にヒアリングすると、計画そのものについて検討を始めているという御意見がある。ただ、なかなか福祉部門だけでは策定計画自体に困難があるということも予想されるので、きょういただいた御指摘を踏まえて、優良事例なども収集して、それを展開して進めてまいりたいと考えている。

医療施設についても、同じように現時点では目算というようなことで、お答えできる材料はないが、こちらに記載をしている計画のガイドラインを作成していくということについて早急に取り組みたいと思っており、一部の自治体から具体的に計画のひな形を作成してほしいという声が届いていることもあるので、そうした声に応えていきながら、策定が進むように取り組んでいきたいと思っている。

○農林水産省

漁業集落環境施設について、内容としては、いわゆる集落排水施設であり、そういう中でやはり住民の意思として非常に重要な問題がある。また、廃止するものがあったとしてもいいのではないかと、あるべきではないかという御指摘もあったが、まさに小規模なものを小規模なまま維持するのは難しい場合もあるので、我々は広域化ということも一つの方策としてあると考えており、現に漁業集落排水施設としては廃止するけれども、都市下水、下水道につなげて広域的に管理をしていくという自治体もあるので、そういったことも含めて丁寧に自治体のほうに説明をしていきたいと考えている。

続いて、農道、林道の策定率が上がるのかとの御指摘をいただいた。例えば農道の策定率は、昨年度末時点で52%である。農道の個別施設計画の策定主体はほとんどが市町村であり、市町村を対象とした会議を開催し、計画策定方法の説明を行っている。また、具体的な計画策定スケジュール管理も行っている。また、先ほど御説明したように、財政的な支援、基準、手引きなどの技術的な支援も進めている。

このようなことから、農道の策定率は、昨年度末の52%から今年度末には8割程度にまで上がるものと考えている。同様に、林道についても、昨年度末の策定率は50%だが、今年度末には7割程度にまで上がるものと考えている。

○国土交通省

まず、お話のあった、措置をする場合の例えば道路の通行止め等の損失の最小化ということ、そういったことについては非常に意を配しているつもりである。また、公共調達、入札等に当たっての新技术の活用といったところも一生懸命取り組んでいきたいと思っている。さまざまな工夫を考える一方で、我々の所管している施設は基本的には機能の発揮を停止することができない施設だと思っているので、委員から御指摘のあった、影響を最小にするといったことについては、今後とも意を配していくつもりである。

次いで、御指摘のあった、このページのC、D、Eといった施設にどうやって優先順位をつけていくのかということについてである。これに関連して、このC、D、Eという施設が4ページで示しているとおり、基本的には赤で囲まれているようなところである。要は、将来的にはここに示すように赤いライン、ある程度の機能低下、健全性の低下が起きた段階でそれを復活していこうということなので、4ページに示すように、ピンクとか赤になっているところは、早く手を打たなければどんどん劣化していくという状況であ

る。

そのときに全部ができないのではないかという御指摘にも関連するのだが、これも先ほど申し上げたように、それぞれの施設、いろいろなパターンがあるので一概には申し上げられないが、1つの例で申し上げると、市町村などで管理している道路であれば、近くに代替できるような施設があったりするとといったことで、1つのところは機能停止の期間を待っていただくとか、そういったことで、先ほど話があったように、全部が全部はなかなかできないのではないかというところも、地域の皆さんとかなりの葛藤があるように聞いているが、そのあたりを自治体でいろいろお考えいただきながら、ある意味、集約といったようなことも、今後、考えていかなければいけないと思っている。

そういう意味で、お話のあった予防保全に係る費用とか時間についても、どうしても財政面との絡みがあるので、発揮している機能がある意味停止をできるのかどうかといったようなところとの兼ね合いかと思っているところである。

○環境省

今、お示ししているデータが29年度のデータであり、その前年度が40%程度なので、大体年間10%上がっているのだが、今後に向けて、それでは足りないので、さらに加速化していく必要があると考えている。

また、理由として、人手不足、予算不足というのを挙げているが、予算不足については、交付金のほうで計画の策定に係る費用も見ているということで、何とか補っていきたいと考えている。また、人手不足を補うために手引きの策定等、技術的な支援をしているところであるが、さらに自治体の中でのプライオリティーを上げてもらうためにアンケートを行った結果で、計画をつくることでメリットがあったというようなアンケート結果が出ているので、そういう結果を示したり、未策定の自治体の名前を実際の会議で示すことで、競争心理に訴えかけるといったようなことをしているところであるが、さらに加速化を図ってまいりたいと考えている。

○委員

お話を伺っていて、個別施設計画の策定というのは、各自治体が策定するに際してはいろいろ難しい面はあって、いろいろ検討していかなければいけない面があることも事実なのだと思う。ただ、やはりこの策定というのはストック管理の始まりでしかなくて、2018年の工程表では、今年度に個別施設計画等に基づく集約、再編、廃止等の状況を毎年度点検し、フォローアップを行うということになっているので、その意味では点検状況を踏まえて、計画に基づいて集約、再編にどうつなげるかというところに議論を本当はシフトしていかなければいけないステージにあるのだらうと思う。

いろいろ御苦労されていて、いろいろ検討はされているのだと思うが、検討を始めるとか周知しているという状況では、残念ながらもうそういう時期ではないのだらうと思うの

で、ぜひいろいろ知恵を出していただいて、工程表に向けて議論する必要があるのだろうと思う。そのため、改革工程表の2019年において、2020年度末の確実な策定に向けた具体的な取り組みを明示するということが必要だと思うので、ぜひその点でさらなる検討をお願いしたいと思っている。

<関係府省庁ヒアリング（社会資本整備等）>

【空き家利活用について】

○委員

取り組み自体は重要だと思うのだが、空き家対策ということでいくと、具体的には、いいリフォームをして、いい住宅をつくっていくというところはわかるのだが、それ以外に何かもう少し積極的に対策があり得るのかどうか。そのあたり、何かこの先こういうことができればということがあればお伺いしたい。

次いで、政府全体とすれば、子育て世代をどこまで支援できるかというところが1つ課題になってくる。そのあたりは3世代同居というところがあるのだが、このあたりもお考えがあれば追加でお伺いしたい。

○委員

まず、空き家の利活用が進まない理由はいろいろあるかと思うが、例えばその建物自体が老朽化してそのままになっている。これについてはリフォーム、リノベーションということで、きれいにして利活用していただくということがあると思う。それ以外には、何だか手放さないという人たちがいるということ。それから、所有者が分からなくなっているということがあって、ここの委員会、ワーキングでもいろいろとそういう話は今までもあったと思うが、そういったところの対策を非常に進めなければならぬと思う。

もう一方で、市街地の空き家などが増えて利活用されない一方で、低未利用地だとか農地を開発して、そこで新しい住宅を供給するということが、人口減少下に入っているにもかかわらず、いまだに進んでおり、全国の人口が増えている地区は大体そういうところで、かつ駅近くである。そのため、人口減少社会なのに拡大して農地、未利用地をどんどん使うというよりは、空き家を使うというような面的なシフトを十分に進めないといけないだろうと思う。

特にその他の住宅で古い木造の空き家が多いということだが、古い木造の空き家でも利活用できる部分もあるので、それは例えばリノベーションして古い街並みを保つとか、そのような方策もある。一方で、本当に古くて老朽化して安全上の問題がある、景観上の問題があるとか、その他、災害上の問題があるというものもあるので、こういったものについては速やかに除却というか、更地にする必要もあると思う。そこで新しい住宅を供給することが市街地の利用につながる。そのため、特に市町村はそのような地区をどうしよう

かというときに非常に困り、現場の人たちはこれを行政代執行していいのかというところで非常に悩むので、そのあたりの環境整備はいろいろと対策されていると思うが、さらに十分していただきたいと思う。

もう一つは、民間の空家住宅が一般的になるが、全国で例えば県営住宅、市営住宅のような公的住宅で50年たっても古いまま、例えばニュータウンで50年前につくった建物が古いままで、維持もきれいにされていなくて、非常に老朽化しているところも多い。そのようなところで空き家があるにもかかわらず、そのままとか、更新が進まない。更新すればいいというものではなくて、それは減築するとか、コストをそのままかけるのではなくて、また違うような使い方とか、古いものでもリノベーションとかがあるはずなのだができていない地域も多い。URとかはやっているが、県営とか市営となると余り進まないところが結構あると思う。

民間の賃貸住宅で空き家が出ても、安い公的住宅に人が入って、民間の古い住宅に人が入らないということがある。公的住宅の老朽化したものについての対策も必要なのではないかと思う。

間違っていたら申しわけないのだが、空き家等の対策で公的住宅は対象に入っていない気がするが、そういう対策が進められているのかどうか、お聞きしたい。

○委員

まず、今回の空き家の問題は2つの次元の問題があって、1つは今ある空き家をどうするかという話。具体的には350万戸をどうするか。特にその中でも一戸建ての木造の240万戸をどうするかという問題と、これから空き家をつくらないためにはどうするかという問題。後者は恐らく既存住宅の活性化だと思うが、前者については、今、特定空き家等の話が出たが、実際に特定空き家等に指定されれば例の固定資産税の減免措置を受けられないというのがあったと思うが、実際のところ、どれぐらい指定が進んでいると思っていいのか。現場レベルでは余り進んでいないものなのか。

もう一つ、今回、住宅確保要配慮者の入居という話が出てきたと思うが、ここでどれぐらいの需要が見込めると考えるべきなのか。多分、とても240万はいかないと思うが、このあたりでどれぐらい空き家の解消が進むと思われるのか。

それから、これからの空き家を未然に防止するという観点から見ると、お話があったが、恐らくベッドタウンとか、これからそうなるだろうと。あと、公営住宅なんかも同様である。つまり、人口動態を見ていけば、高齢者の比率が高くて、恐らくこれから空き家になるだろうというエリア、あるいは建物というのはわかると思うので、それに対して事前に再開発計画をどうするかという事前の対策はあり得ると思う。ただ、そうは言っても実際にやるのは自治体なので、国土交通省としてどういうふうに自治体とかかわっていくのかということについて、もし所見があれば伺いたい。

○委員

空き家がふえている、しかし、ふえている割には購入価格は上がっている。その原因は何かというと、空き家だから住むという話ではなくて、結局、人のニーズが変わってきて、共働きであれば特段そうだと思うが、駅に近いとかそういうところに住みたいのであって、だから空き家になっているという、空き家の理由もそこにあるということがストーリーとしてあると思う。

そうした中で、住宅確保要配慮者のニーズが登録されたもののうちどれだけ埋まっているのかということと、この登録が進んだとしても、こうした中でニーズが本当に満たされるのかということところはきちんと押さえないと、登録はふえた、しかし、ニーズが満たされなかった、よって埋まらなかったということになると、目も当てられないという感じがするので、そこはきちんと見ていただければと思う。

もう一つは、長期優良住宅化リフォーム推進事業というのも幾つか興味深い点があると思う。履歴を残すこととか、こうしたものは既存住宅流通の活性化にもつながり得るのだと思うが、これをどう横に広げていって、本当に既存住宅の流通の活性化につなげていくのかというのは、きちんと道筋を考えていかないといけないのではないかなと思う。

アンケート調査と比較すると金額が小さいので、必ずしもこれで全ての30代、40代のニーズが満たされるとはとても思えないということだと思うが、ただ、こうしたものを、いいプラクティスを広げていく道筋はきちんとつけていただけるといいのかなと思う。

○委員

空き家の現状について、割と大きな都市の郊外における空き家対策のようなイメージを持って聞いていたのだが、先ほどお話があったが、もう少し中山間地とか地方の中小都市ではどんな対策がとれるのか。自治体の話でもあるのだが、結局、空き家の活用が必要になるぐらい空き家が出ているという一方で、今、お話が出ているように、公的住宅の更新、さっきの個別施設計画の話とも絡むのだが、それをどのように進めていったらいいかというのは結構悩みどころではないかなと思う。本来ならば、空き家活用のほうで支援策を講じて入居してもらったほうが実は全体としてのコストは下がる。むしろ公営住宅のほうはもっと減らしていく方がいいのか。そこら辺のガイドライン的なものはないのかというのが正直あると思う。

次いで、先ほどお話があったが、特定空き家を自治体は余り指定したがる。飯田市は、10万都市であるが、特定空き家を21戸指定、準特定2戸指定していて、かなり多いと言われている。みんな本当に特定空き家を指定したがる。そういったところをどのように捉えていらっしゃるのか、御所見をいただきたい。

○国土交通省

空き家についてだが、御案内のとおり、空き家対策計画というのは全国の市町村の6割

ぐらいが策定しており、行政計画としては非常に充実していると考えている。国土交通省のほうも交付金や補助金等で一生懸命支援している。地域にとって危険な空き家は除却していくということになるし、購入して、観光拠点など地域の皆さんのために活用できるようなものは一生懸命応援していくというスタンスでやっているの、引き続きそうした市町村をバックアップしていきたい。

今後の見通し的な数について、先ほども御指摘いただいたが、将来予測、正式なものはないが、このままのトレンドでいくと、今、その他空き家が三百数十万個あるが、だんだん400万戸ぐらいに近づいていくのかなと思う。国土交通省のほうでは、できるだけ400万戸ぐらいに抑えようという目標を当面のものとしているが、こうしたものも最近の数字を見ながら抑えていきたいと考えているところである。

○国土交通省

特定空き家、空き家対策特別措置法の関係の話で少し補足すると、特定空き家の場合、法定の助言、指導というのが所有者に対してできるようになる。その数が1万5000件ほどに既に達しており、それぐらいの数は特定空き家として指定がされている状況。そして、そうするとさらに法制度上は勧告ができるようになっており、勧告実績も既に900件を超えている。ここまでいくと固定資産税の特例が解除されるということになる。

ちなみに、行政代執行、それから略式代執行を合わせると160件ほどに上っており、空き家対策特別措置法は施行されたのが平成27年なので、こういった措置は比較的、公共団体のほうでも御活用いただいていると思っはいるが、私どもとしては、さらにその予算上の支援、あるいは各公共団体でいろいろな工夫をしながら取り組んでいるので、そういった事例を集めて整理して、情報提供してあげるといような取り組みを今もやっているが、さらに力を入れてやっていきたいと思っはおり、そういった公共団体の取り組みを支援していきたいと思っはいる。

それから、公的住宅、公営住宅の関係で御指摘いただいた。前半の話題でもあった長寿化計画は公営住宅のほうでも策定を求めており、今、足元で9割の公共団体が策定しているところである。ただ、一方で、やはり高度成長期につくられた公営住宅が非常に多く、かなり年数がたっているものもふえてきているという実態もある。もともと低額所得者向け、お困りの方向けの住宅なので、必要な数は必要だと思っはいるが、建てかえの際にも、例えば近くの幾つかのものを集約化するとかいような取り組みも最近では進んできており、そういったことを私どものほうでも支援しているところである。

説明の中にもあった、そういった要配慮者向けの住宅については、民間を活用したセーフティネット住宅とあわせて重層的なセーフティネットをつくっていきたいと思っはいる。

○国土交通省

まず、長期優良住宅化リフォーム推進事業の関係で3世代同居も子育て支援であるけれ

ども、そのほかについてといったような御趣旨の御指摘をいただいたが、令和2年度概算要求において、若者世帯についてこの事業において支援を手厚くできるような要求内容としており、今後、関係機関に御理解いただけるようなことを進めていきたいと考えている。

また、同じ事業の関連で、いい取り組みを進めて道筋をきちんとつけていくべきではないかという御指摘をいただいた。こちらは、この事業に関しては補助制度であるが、例えば宅地建物取引業法において、住宅のインスペクションに関して、購入する方の希望に応じてインスペクションが円滑に実施され、その情報についてしっかり購入者に理解してもらえるような制度的、法律的な位置づけも行っている。また、例えば工務店や建築士、インスペクション事業者、金融機関や宅建業者、そういった方たちが体制を組んでしっかり住宅の維持管理、向上をしていけるような体制整備、そういった先進的な取り組みについて支援するなど、しっかり御指摘のような道筋を示せるような取り組みを続けていきたいと考えている。

○委員

先ほど個別施設計画の話でも少し述べたが、やはり改革工程表2019にどのようにきちんと盛り込んでいくかというのはとても重要なところなので、空き家対策の話も重要だと思うが、どのようなプロセスで、どこをしっかりと成果を出していくかというのを、具体的なところを明確にさせていただいて、しっかり工程表に盛り込んでいただきたいと思う。

個別施設計画のところも、いろいろ難しいことは多くあるのだが、やはり工程表のプロセスにきっちり入れて、少しでも前に進めていくことが重要なので、その辺はしっかりやっていただいて、議論をさせていただいて、進めたいと思っている。

<関係府省庁ヒアリング（デジタル・ガバメント）>

[デジタル・ガバメント推進をめぐる現状について]

[地方自治体におけるデジタル・ガバメントの推進について]

○委員

資料3の7ページで費用について本格導入では費用面で進まないというようなお話があったが、地方でデジタル化を進める上では、効率的ですよとか、これは非常に便利ですよという話だけでは進まず、財政が厳しい中でよりお金がかかるということではちゅうちょしてしまう。

以前お話があったと思うが、結局、費用に対する効果をきちんと定量的に示さないと導入に踏み切れないと思う。労働時間の削減や行政コストの削減、それも長期的な削減にどれだけ寄与するかという定量的な分析をどこまで示しているのか懸念している。

総務省の資料で、資料4の8ページに旭川の例があったが、これも最適化計画ということなので、これによってどれだけ労働時間が削減できるか、コストが削減できるかという

ような試算があるのではないかと思う。こういった導入に当たってどれくらい定量的な分析が進んでいるのかお尋ねしたい。

○委員

これは総務省に対する質問になってしまうかもしれないが、かなりデジタル化については温度差を感じる。私は自治体の仕事もするので、正直に申し上げて現場は面倒くさがってやりたがらない。国としてはデジタル化を進める、それは国の経済再生の一環でもあり、財政再建の一環でもありという形で、ところが、やはり現場まで落ちていくと、彼らがやっている日常業務と標準化というのがうまくつながっていない気がする。

今、お金の話が出たが、経費の節約以上に多分、自治体にとって一番大変な問題は人材不足の問題なので、標準化によってどれくらい的人员、業務時間が削減できるのかなど、そういったところでメリットを具体的に見せていくべきだと思うが、自治体ごとに、今やっている業務を出発点にして、さて、標準化にどうつなげていくかということを彼らは考えなければいけないので、そのあたりはかなり現場レベルでいろいろとワークショップを開くなり、いろいろな自治体を集めて実際に業務の比較をしてみるなり、いわゆる業務のベンチマーキングといった形でかなり現場に近いところで進めていかないと、上のほうでいろいろなガイドラインをつくってこれをやりましょうといっても、多分なかなか下に行かない。ある程度の取り組みがあるのは知っているが、地に足がついていない感じがするなというのは、自治体側から見ていると思う。

○委員

自治体のデジタル・ガバメントの取り組みについて、おっしゃるように住民目線で、サービス利用型でやっていくのだという方向性はよいと思う。しかし、自治体内での情報システムの図を見せていただいているが、これが必ずしもマイナンバーを基点にしているわけではなく、なおかつマイナンバーでつながっているわけでもなく、ぶちぶちに切れている。ぶちぶちに切れている理由は、もしかするとセキュリティーとかそういうことを恐れているのかもしれないが、ただ、セキュリティーは別の形で担保すればいいのではないかと思う。

システムは、やはり一番簡潔かつエフィシエントなシステムをどうせやるのだったら入れたほうが将来のためにもなると思うので、そのような観点で、見ていただいたシステム間の連携というのは、本当にこれが理想形なのかというのはよくわからないというところが1つあった。

マイナンバーに関していうと、枚数が問題なのだろうかというところが1つある。結局、利用がされているのかどうかと。配ってみんな押し入れにしまってしまうのだったら余り意味がないのではないかと。マイナンバーでなければサービスが受けられないという形に

持っていく必要があるのではないか、つまり、健康保険証の話があったが、これは健康保険証がなくなって、マイナンバーで使うようになるのかどうかというところが重要であって、枚数ではないのだと思う。KPIの作り方をもう一回見直していただくということもあり得るのではないか。

○委員

前回の議論でニーズオリエンテッドの話をしたので、そういった観点でお話をいただいたのは大変ありがたかったと思うが、自治体の納得感を得る形で、特に3ページについて、今の仕事を前提にした改築方式ではなく、抜本的に見直す引越方式が必要というのを自治体に納得感を持って説明するというのは、これはかなり大変ではないかと思われる。一体どのように変わるのかという話を具体的に見える化していかないと。今までの延長線上でないとなかなかみんな考えられないような状況の中で、そうではなくて抜本的に変えるのだという話で、こうやって普及してくださいというのであれば、相当丁寧な説明と見える化と根気強さが要と思うが、所見を伺いたい。

また、マイナンバーの話は、保険証のところまで何とかこのような形で持っていったいて、ほとんどの方がカードを保有するようになるのだと、きょうのところはお話をいただいたが、たしか前々からこのマイナンバーというのは別に保険証だけではなくていろいろな利用の仕方があるのだとお話を聞いていたように記憶している。それではほかの利用の話は一体どのように進んでいくのか、所見を伺いたい。

○委員

第27回経済・財政一体改革推進委員会がおととだから、2日しかたっていないので、なかなかそこから大きな発展をというのは難しいプレゼンだったと思う。その中でいろいろ工夫していただいたと思うが、きのう経済財政諮問会議があって、総理の発言があってということで、かなりスピード感を上げていかないといけないということである。したがって、いろいろな事情はわかるが、デジタル・ガバメントの話はスピードをもっと上げていかないといけないのだろうと思われる。その点では、IT室と総務省にぜひ協力をお願いしたい。

特に地方に関していうと、皆さんから御議論があったように、なかなか地方の立場に立つと、これが大変なことは事実だと思う。経済学で言うところの外部性の話で、自分のところの利益だけ考えたら、日々のところでこんな面倒くさいことをやられていくかという話であると思う。しかし、全体が変わると個々の部分も利益が出るという話である。そうすると、やはり自治体のある程度説得しなければいけないし、かなりの部分は国の側が主導して、お金の面も含めてやっていかないと、各自治体が自主的に動くのはなかなか難しいというのも事実だと思う。やはりその取り組みをどのような形でやるかということを考えていただくことが必要だと思う。

経済財政諮問会議で配っていただいた民間議員からの提出資料では、先ほど話が出たようにワーキング・グループをつくって横展開を促すとかいうことも含めて幾つかアイデアが書いてあるが、このあたり、アイデアを絞っていただき、国が後押しすることでどうやってスピーディーな地方の変革を促していくか、そのためには、どういうメリットが地方にあるかということ、地域の自治体にあるかということをちゃんと示しながらやっていく必要があると思う。ここを丁寧にするのはわかるが、丁寧にする裏側でゆっくりだと、とてもとても現状のスピード感、世界が動いているスピード感に追いつかなくなってしまうので、そのあたりをぜひ改めてきちんと考えていただきたい。

○委員

システムについては、これは何回も聞いているような気がするが、更新の時期がある。クラウド化するにしても、共通化するにしても、やはり更新のタイミングで変えていくことを考えると、それぞれの自治体がどれくらい彼らの持っているシステムが老朽化しているのか、どれがかえるタイミングなのかということを見ないと、どの自治体から進めていくかということがわからないと思うので、そのあたりの相場観はあるのかと思われる。

また、自治体の納得が必要だと思われる。これはそのとおりだと思うが、納得は決して自治体お任せでいいというわけではない。これは外部性、我々はネットワーク外部性とかいろいろな言葉を使うけれども、やはり各自治体で個別に対応していて利益が得られるものではなくて、みんながやるからこそその利益であるので、納得は得るけれども、現場に任せていたら前には進まないということになるので、財政的にも、人材的にも、ここはかなり国がてこ入れする必要があると思う。

○委員

資料4の12ページでマイナンバーカードの交付率が示されているが、これは都市部で交付率が高いというのはよくわかるが、低いところだと8%で、地方でも宮崎とかは19%ということで2倍も開きがある。このあたりの要因について所見を伺いたい。

○内閣官房IT総合戦略室

業務効果というところでは、地方自治体に対しては、IT室としてはなかなかその効率化の経費については効果が出ていないところであるが、政府の関係でいくと、先ほど言いました情報システム関係予算、運用経費のほうは年間4000億円程度。これを3割削減するという目標を立てて、取り組んでいるところで、ほぼめどが立ってきている。予算の状況を見ていただくと、横ばいで動いていないが、ベンチマークを比較すると、大体1000億円以上の効果が出るということで、今、進めているところ。

また、地方に対するメリットは何かあるのかということところで、資料3の7ページのAI等の活用というところの下にある自治体ピッチというものをIT室としてやっている。開発者

に共同利用可能なシステム等をライブ配信でプレゼンしてもらって、こういった効果があるのですよというところを地方自治体にも見てもらいながら、新たな取り組みを展開できるのではないかとすることを議論してもらおう取り組みである。このような取り組みを進めながら、費用対効果ということではないが、新しい取り組みで、こういった効果が出るのだ、こういった便利さが出るのだというところを示していければと考えている。これまで2回ほど実施し、かなり反響があった。

○総務省

定量的な分析について、自治体クラウドのように基幹システムを一緒にしていくという取り組みの中では、例えば3割程度コストが下がるのではないかと分析や、AIにより例えば保育所入所の手続について、さいたま市においては、1500時間ぐらいかかっているものを数秒でできるようになるとか、RPAについては数十%、それぞれの業務によって異なるものの、時間が短縮されるといったような分析がそれぞれ実施されており、そういうことを参考にしながら入れていただくことであろうと思う。ただ、費用対効果でいえば、単独団体で入れるとどうしても費用、特にインシヤルコストがかかってしまい、導入しづらいということがあるので、多くの団体と一緒に共通したものを入れていただけるようにするために、こちらとしてもスマートプロジェクトといった形で複数団体に一緒に入れる、それで割り勘効果を出していくことを進めている。

また、システム間の連携が理想的なのかという御指摘については、例えば8ページの旭川市の例で、どういった連携の仕方がシステム同士、理想なのかということは、我々としても持っているわけではない。これも団体の規模により、例えばオールインワンパッケージという形で、ベンダの側でいろいろなシステム間の連携をしているものもあれば、別々のベンダ間の連携をそれぞれで構築しているということもある。そういった意味で、団体の規模にもよるが、いろいろなシステムの標準化を進めていく中で、そのシステム間の連携の仕方ということも同時に検討していかないと、これは全体としての最適化にはつながらないのではと考えている。

また、自治体の納得をどうやって得ていくかという御指摘については、現在、私どもが進めている住民記録システムに関しての検討会で、これも13団体の自治体から委員を出していただき、議論の進め方についても、主な論点や、標準仕様書の内容について、全ての自治体に意見照会をしてそれをフィードバックしながら最終的な成果物にしていきたいと考えている。そういった丁寧な、効率性を失わない中で納得感も得るような努力をしながら、この標準化のプロジェクトをやっていくべきと考えている。

横展開をどうやってスピーディーにやっていくかという御指摘については、人材面の問題もかなり課題としてあろうかと思う。これはいろいろな部署で、例えばアドバイザーを派遣したり、外部人材を入れて横展開を進みやすくするような試みを行っているが、そういったものが現状のもので十分なのかどうか検証しながら、さらに進めていきたいと考え

ている。

○総務省

マイナンバーを利用した事務とシステムに関する御質問については、基本的に御案内のとおり、マイナンバーという番号そのものは、もともと税と社会保障の番号ということで設計をされている。したがって、12桁の番号自体は利用範囲が法定されており、その範囲で使っていくというのが基本になっている。自治体の中でも、税・社会保障の分野、またはそれに類する事務であれば、自治体の独自事務であっても条例を定めれば使うことができるというものである。

一方、マイナンバーカードは、マイナンバーそのものを使っていないので、先ほど申し上げたマイナンバー法が定める分野、あるいはそれ以外の分野でも、また官であろうが民であろうが、対面でもオンラインでも本人確認として使えるというものである。これを、まさにデジタル社会の基盤として普及させていこうということで、政府全体で取り組んでいる。

枚数が問題ではないのではないかという御指摘については、確かに枚数というよりも、どう使うかということが問題であるが、カードが普及してある程度のロットになることで、いろいろなサービスが付随してくる。これは民間の利用も含めて一つの基盤としてそうなる。マイナンバーカードは、マイナンバーを示すためのカードではあったが、オンラインでいろいろな手続きができるという基盤として、デジタル社会の中で一つの位置づけを持っていこうという形で、政府全体で取り組んでいるところ。

それから、マイナンバーカードの利用に関する御質問については、まず、健康保険証としての利用について、健康保険法等の改正で、医療保険資格の確認は、原則、電子資格確認として、マイナンバーカードのICチップを使ってやるということになっているが、健康保険証がすぐなくなるのかというと、先ほど全体の表でも御説明したとおり、すぐに各医療機関でマイナンバーカードの読み取り機が実装されるわけではないので、それは段階的にやっていく。したがって、令和3年3月からマイナンバーカードが健康保険証として利用されるものの、従来の保険証が使えるわけではなく、しばらく併用期間が存在する。ただ、全体的にきちんとした本人確認をした医療と、その医療の質の向上、そして、医療事務の効率化ということを目指して健康保険法等も改正されているので、厚生労働省としてもマイナンバーカードを保険証としての利用へ、徐々に移していきたいという思いで各保険者、医療機関との間で調整を進めていると聞いている。

他の利用に関する御質問について、きょうは時間の関係でマイナンバーカードの普及策として大きな2点、マイナポイントの付与策、それから、マイナンバーカードの健康保険証利用、これを中心に御説明したが、デジタル・ガバメント閣僚会議の方針決定の中では、そのほかにもさまざまなマイナンバーカードの利用策について各省にも協力いただいて、取り組みを進めているものもある。

また、それ以前にも、例えばマイナンバーカードはコンビニ交付というものを進めており、コンビニ交付も現在、大体、カバー人口で9600万人以上の人口をカバーする自治体がコンビニ交付に参加している。今年度中にはそれが1億人を突破するので、マイナンバーカードを使って全国、勤務先でも出張先でもコンビニで自分の住民票や印鑑証明が出せるようになるというふうにも使われてきている。

職員証としての利用は、国家公務員もそうであるが、民間でも職員証としての利用をしている企業も増えてきている。

それから、マイナンバーカードを使ったオンラインでの契約。これも幾つかの事業者が住宅ローンとか不動産取引、こういうものでオンライン契約を行っている企業が増えてきている。また、マイナンバーカード自体をスマホで読めるようにするという取り組みを進めてきており、アンドロイドの端末も、今発売されるものはほとんどマイナンバーカードを読めるようになっている。なかなかできなかったiPhoneについても、アップル社に協力いただき、今年度中に読めるようなアプリを私どもが開発しているという形で、さまざまな利用シーンを増やしている状況であり、きょうは主なものを御説明申し上げた。

枚数について、田舎の自治体の中でも非常に枚数の多い団体と少ない団体があるのではないかという御指摘については、これは率直に言って、12ページは県ごとにつくっているが、実は取り組みを主体的にやっているのは市町村であり、市町村の首長とか、県も含め、その地域でどのくらい力を入れて取り組むかというので、結構差が出てきている部分もあると思う。

マイナンバーカードは、身分証としての利用のほか、いろいろな形で使えるが、健康保険証としての利用やマイナポイント付与のための活用はこれからであり、その中でどれくらいこれを普及させていくか。これまで3年間での取り組みについて、各自治体の中で若干ばらつきがあるが、それを私どもは全体として進めていきたいと考えている。

<関係府省庁ヒアリング（デジタル・ガバメント）>

【地方税システムの標準化について】

【自治体の社会保障分野システムの標準化について】

【自治体の教育分野システムの標準化について】

○委員

地方税システムについては電子申告が58%程度、国民健康保険システムの導入については市町村が275であるから15%程度、住民基本台帳システムと連動したシステムが76%程度と、現状は理解したつもりだが、やはり目標を持って進めるべきではないかと思う。今後、これまで進まなかった要因についてしっかり分析をして、目標を持って進めていただきたい。

○委員

政府税制調査会でも地方税務のIT化の推進と、それにあわせて業務の標準化というのは答申の中にも書いてあるが、その割には、今日いただいている資料、経済財政諮問会議での民間議員からの提出資料にもあるように、個人住民税とか収納管理、滞納管理について、カスタマイズしている自治体が結構あるということなので、なかなか標準化が進んでいない分野であろうかと思うが、実際問題として、これは税を取るという行為で、その後、特に滞納整理のことまでつなげて考えると、いろいろな自治体が協力していかなければいけない局面があると思う。特に滞納整理は広域化に関わるので、この辺も一気通貫で考えると、かなりの標準化をしなければいけないのだろうなと個人的には思っている。その割には、いただいた資料で、地方団体の自主的な取り組み状況を注視しつつとあり、それは大事であるが、ただ、それを待っていると前に進まないで、どこかで区切って、標準化にかじを切るというやり方をしていかなければいけないのではないかと思う。

○委員

私も必要な分野については標準化して進めていくことが重要だと思う。文部科学省からの説明のように、自治体によってはこのようなシステムを入れるメリットがあるのかどうかということも多分あると思うので、そこは十分精査されるべきだと思う。やはりこれは全体で入ることが重要なので、もちろんシステムの更新などもタイミングは見計らいつつ、プランニングをしっかりと作業工程というか、普及の工程をしっかりとつけていっていただきたい。

○委員

4年間で税務手続の標準化を推進してきたという話が一番典型かなという感じがした。やはり一緒にやってみようというのをかなり強力に、それも地方にあまねくやった成果として4年間ぐらいで何とか標準化が進んだと。私もこのeLTAXでとにかくいくという話は毎年のように税務署の皆さんから聞いていて、それで一緒にやってみようという、かなり強力な働きかけがあったからこそ進んだという感じがする。

それに比べると、ほかの話は、先ほどから出ているように、お任せというのではないが、自治体の自主性といった時点で共同化の話とかいろいろな話はいきなりハードルが高く見えてしまって、自治体の担当から見ると、どうやっていったらいいのですかねみたいな感じになってしまう状況かと思われる。国民健康保険の話も、オールインワンであっても導入しやすい環境の整備と書いていただいているが、では具体的にどうするのだという感じが、おそらく自治体の側からもあるのではないかと思う。

そういった意味では、やるのならかなり徹底的に働きかけをしていくということが基本ではないかと思う。

○委員

もう追加の意見とか質問もないぐらい、出していただいたことで、やはり地方自治体の取り組みを自主性に任せるだけでは無理だということは皆さんもよくおわかりのところだと思うので、これをどうやって強い働きかけをしてやっていくかということ、そういうステージだと思うので、そこの工夫をぜひ考えていただきたい。そして、工程をしっかりと明らかにしていただきたい。

それでもやはり濃淡がある。比較的うまくいっているところと、うまくいっていないところがあるとすると、なぜうまくいっているのか、どういう取り組みをしたのかというのは、各省庁でも今、ばらばらだと思うので、そういう情報交換、意見交換もぜひしていただき、成功事例ということでもないかもしれないが、そのあたりを使っていただくということもあるのだろうと思う。

それから、お話を伺っていると、地方自治体の側からすると、あれの電子化も、これの電子化も、これのシステム化もいっぱいあるのだなという感じがして、これはやはりそれぞればらばらと言われても大変だという話になるので、このあたりはなかなか難しいのですが、ある種、一括化したデジタル化みたいなことを考えないと、きょうお話を聞いているだけでも相当いっぱいだなという感じがするので、そこもぜひ工夫をして考えていただきたい。

○総務省

共通納税システムについては、引き続き利用促進や機能拡充を行っていく。資料の最後のページについて、自主的な取り組み状況を注視しているだけではというご指摘を頂いたが、我々としても標準仕様書の作成について、今取り組まれている住民記録システムの状況を見ながら、来年度以降、取り組んでいきたいと考えており、現在、予算要求を行っている。

○厚生労働省

国民健康保険については、例えば都道府県でクラウドをつくって参加を呼びかけるといった取り組みをしているところについては進んでいるという例もあるので、やはり都道府県にそのような働きかけの推奨を引き続きやっていきたいと思う。また、それ以外の分野の業務については、総務省の先行的な取り組みなども共有していただきながら考えていきたいと思う。

○文部科学省

御指摘いただいたことを踏まえ、ほかの分野との連携も含めて対応を考えていきたい。

○委員

このデジタル・ガバメントは、きのうの経済財政諮問会議で取り上げ、資料が配られているが、会議の最後に総理からの御発言で、国・地方を挙げてのデジタル政府の構築は、我が国の未来にとって待ったなしの重要課題だということで、特に地方自治体については、国の後押しの在り方を含め、これまでの延長線ではない抜本的な加速・強化が必要ということで御発言があったので、しっかり年内の改革工程表に盛り込んで、新たなデジタル・ガバメント実行計画に反映すべきという指示が出されている。

きょう議論したような自治体システムの標準化に各省が取り組むということについては、骨太方針2019で既にかかれていたことである。そういう意味では検討だけに終わらずに、やはりしっかり具体的な取り組みをしていただき、共通の事項等々、各省がばらばらになっているようなところを含めて非効率性をなくして、しっかり連携をとりながら、具体的に前へ進むような、標準化に進むような工程をぜひ考えていただきたい。

政府全体としては、デジタル政府の実現というのは非常に重要なポイントだと思っており、またワーキングで議論しながら改革工程表にしっかり結びつけるようにしていきたいと思うので、是非よろしくお願ひしたい。

デジタル・ガバメントだけではなくて、骨太方針2019に盛り込んだ項目については、それから、昨年末の改革工程表で2019年度に実施するとしていた項目もあり、この種の項目については着実に実行する必要があるのも、もし、なかなか難しいのであれば、阻害要因は何か、加速させるべきポイントは何かということをしっかり議論して、あるいは考えていただいて、改革工程表の作成につなげていただければと思うので、このあたりもぜひしっかりとした検討をお願いしたい。